

## 出展支援費（交通費・宿泊費・輸送費）についての規定

2014.10.23

### 1. 出展支援期間

- 販売会事業 : 東京都 平成 27 年 3 月 12 日(木) ~ 平成 27 年 3 月 26 日(木)まで。  
: 宮城県 平成 27 年 2 月 28 日(土) ~ 平成 27 年 3 月 11 日(水)まで。  
: 岩手県 平成 27 年 3 月 5 日(木) ~ 平成 27 年 3 月 17 日(火)まで。  
: 福島県 平成 27 年 3 月 18 日(水) ~ 平成 27 年 4 月 1 日(水)まで。  
商談会事業 : 平成 27 年 2 月 3 日(金) ~ 平成 27 年 2 月 13 日(金)まで。

### 2. 出展支援費

(1) 出展支援費の対象となる経費は次の ~ の条件を全て満たすものとします。

使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

出展支援期間に発生した経費

証拠資料等によって金額が確認できる経費

(2) 出展支援費の対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の出展支援の対象外となります。また、出展支援費の額は、販売会事業 地方開催（岩手県・宮城県・福島県）は 9 万円（税込）/社・回、首都圏開催（東京都）は 15 万円（税込）/社・回、商談会事業は最大で 10 万円（税込）/社・回となります

交通費 宿泊費 輸送費

### 3. 支払方法

出展支援期間終了後に請求書（次頁参照）を「みちのく いいもん うまいもん」商談会事務局、又は「みちのく いいもん うまいもん」販売会事務局に送付し、出展支援対象経費として認められたものについて支払われる。

### 4. 請求期間

- 商談会事業 : 平成 27 年 2 月 27 日(金)まで。  
販売会事業 : 東京都 平成 27 年 4 月 9 日(木)まで。  
: 宮城県 平成 27 年 3 月 25 日(水)まで。  
: 岩手県 平成 27 年 3 月 31 日(火)まで。  
: 福島県 平成 27 年 4 月 15 日(水)まで。

### 5. 支払予定日 : 平成 27 年 5 月中を予定

## 6. 出展支援対象経費詳細

### (1) 総論

現金で支払った経費のみが出展支援対象経費となり、カード決済による経費は支援対象経費となりません。

また、原則として企業による経費支払いが必要ですが、社員による立て替え払いも企業名義での領収書を取得し、そのコピーを証拠書類として提出することで支援対象経費として取り扱います。

### (2) 交通費・宿泊費

本事業を実施するための従事者の交通費が出展支援対象となります。

なお、旅行会社等を利用する場合は交通費・宿泊費がセットになっているプランのみが支援対象経費となります。食事付きのプランの場合は支援対象経費となりませんので、ご注意ください。

#### 支援の対象

鉄道、バス、航空機、フェリー（以下、「公共交通機関」という。）を用いた最も経済的・合理的な経路により算出された運賃が支援対象となります。

鉄道の利用においては事業者（企業）の所在地の最寄駅から出展会場までの利用料金が支援対象となります。

高速道路通行料金は領収証のコピーを証拠書類として提出した場合に限り支援対象となります。

ETCカードの利用によるカード決済は支援対象となりません。

ガソリン代は1kmにつき37円を支援いたします。

- × タクシー代・駐車料金・レンタカーの費用は支援対象経費となりません。
- × グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は、支援対象となりません。

#### 精算・支給

- ・出張行程や旅費計算を取りまとめた資料を作成し、旅費の精算・支給手続きを行ってください。
- ・また、公共交通機関の費用・高速道路の費用及びガソリン代を支援対象として申請する場合、インターネット等による経路の検索結果を出力した用紙を一緒にご提出ください。
- ・精算・支給の書面手続については、後述の「旅費計算書」を作成してください。
- ・運賃は、公共交通機関を用いた最も経済的・合理的な経路により算出された実費を計上すること。

・宿泊料は次表に基づく金額を上限とします。

宿泊料算出表

地域区分	首都圏	岩手県	宮城県	福島県
宿泊料（円／泊）	11,000	7,000		

<ポイント>

- ✓ 旅費計算において、出張行程や旅費総額を確認するため、「料金表」または「インターネットでの経路検索結果」等の証拠資料が必要となります。
- ✓ 航空機を利用した場合は、航空券の半券と領収書が必須となります。提出ができない場合は、支援対象経費として認められません。
- ✓ 新幹線等を利用する場合、閑散期等の割引を適用する必要があります。
- ✓ 最終日の宿泊は原則として認められません。但し、地理的状況等のやむを得ない事由がある場合には、最終日の宿泊についても出展支援費の上限の範囲内に限り認められます。



### (3) 輸送費

本事業を実施するための商品・展示品を輸送する経費が出展支援対象となります。

#### 支援の対象

本事業に利用する商品・展示品の輸送費のみが支援対象となります。

× 通常時にも利用している商品の輸送費は支援対象となりません。

#### 精算・支給

- ・輸送費の詳細が分かる資料を作成、又は宅配便の控えを残しておき、輸送費の精算・支給手続きを行ってください。
- ・精算・支給の際には、次頁の「輸送費計算書」を作成してください。

#### <ポイント>

- ✓ 輸送費計算において、輸送元・輸送先及び内容物が分かる証拠資料が必要となります。
- ✓ 社用車・自家用車等の利用により輸送した場合は支援対象経費として認められません。



< 請求書 見本 >

2015年3月11日

## ご請求書

みちのく いいもん うまいもん 商談会事務局 御中

株式会社  
宮城県仙台市 区\*\*\*.\*\*\*

被災事業者販路開拓支援商談会事業 出展支援費

NO	摘要	単価	数量	金額	備考
1	交通費	22.800	1 式	22.800	
2	宿泊費	11.000	3 泊	33.000	
3	輸送費	23.000	1 式	23.000	
4					
5					
	合計			78.800	

上記の通りご請求申し上げます。

入金口座： 銀行 支店(000) 【普通口座】\*\*\*\*\*

旅費計算書・輸送費計算書・請求書は「みちのく いいもん うまいもん」のホームページからダウンロード可能です。